



報道発表

平成31年3月8日
門司税関

輸入差止件数が4年連続で3,000件超

(平成30年の門司税関における知的財産侵害物品の差止状況)

平成30年の門司税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

◆ 輸入差止件数が4年連続で3,000件超

輸入差止件数は3,454件で、4年連続で3,000件を超えました。

◆ 中国からの知的財産侵害物品が引き続き9割超

仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国が3,172件で構成比の91.8%を占めました。

◆ 著作権侵害物品の輸入差止件数、点数が増加

知的財産別の輸入差止件数、点数とも偽ブランド品などの商標権侵害物品が最多ですが、著作権侵害物品の輸入差止件数、点数が増加しました。

◆ 身近細貨類の輸入差止点数が著しく増加

品目別の輸入差止点数では身近細貨類が6,339点で、前年比17.8倍と著しく増加しました。

【問い合わせ先】
門司税関 総務部 税関広報広聴室
TEL:050-3530-8333

平成30年の門司税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)

○ 輸入差止件数及び点数

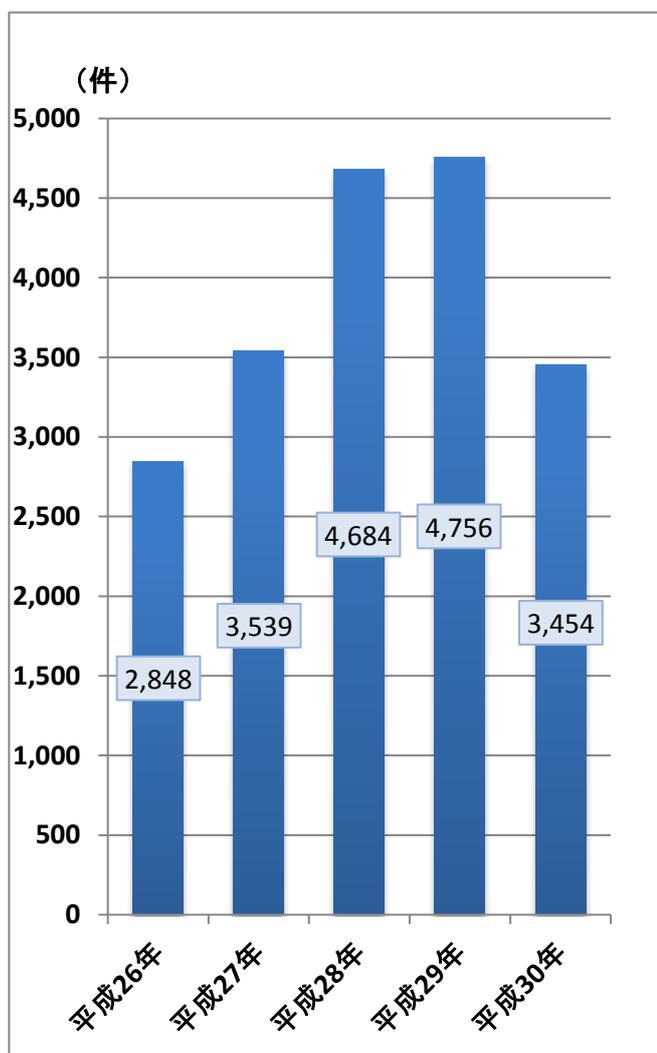
◎ 輸入差止件数は3,454件(前年比27.4%減)で、輸入差止件数としては4年連続で3,000件を超えました。

◎ 輸入差止点数は40,601点(前年比16.8%減)で、2年連続で40,000点を超えました。

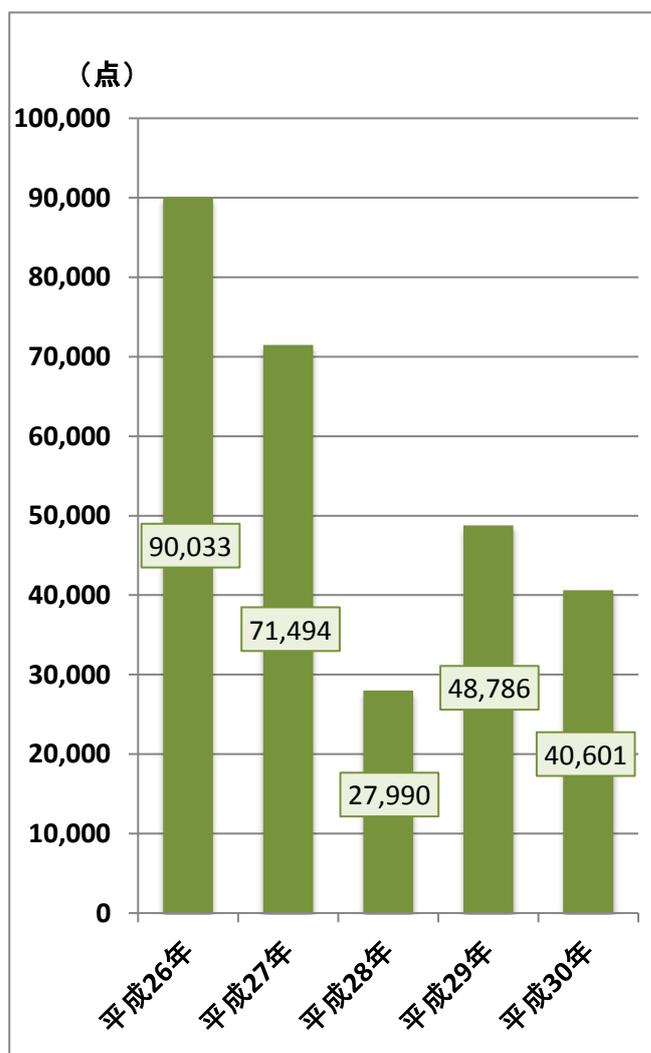
(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

知的財産侵害物品の輸入差止実績

(件数ベース)



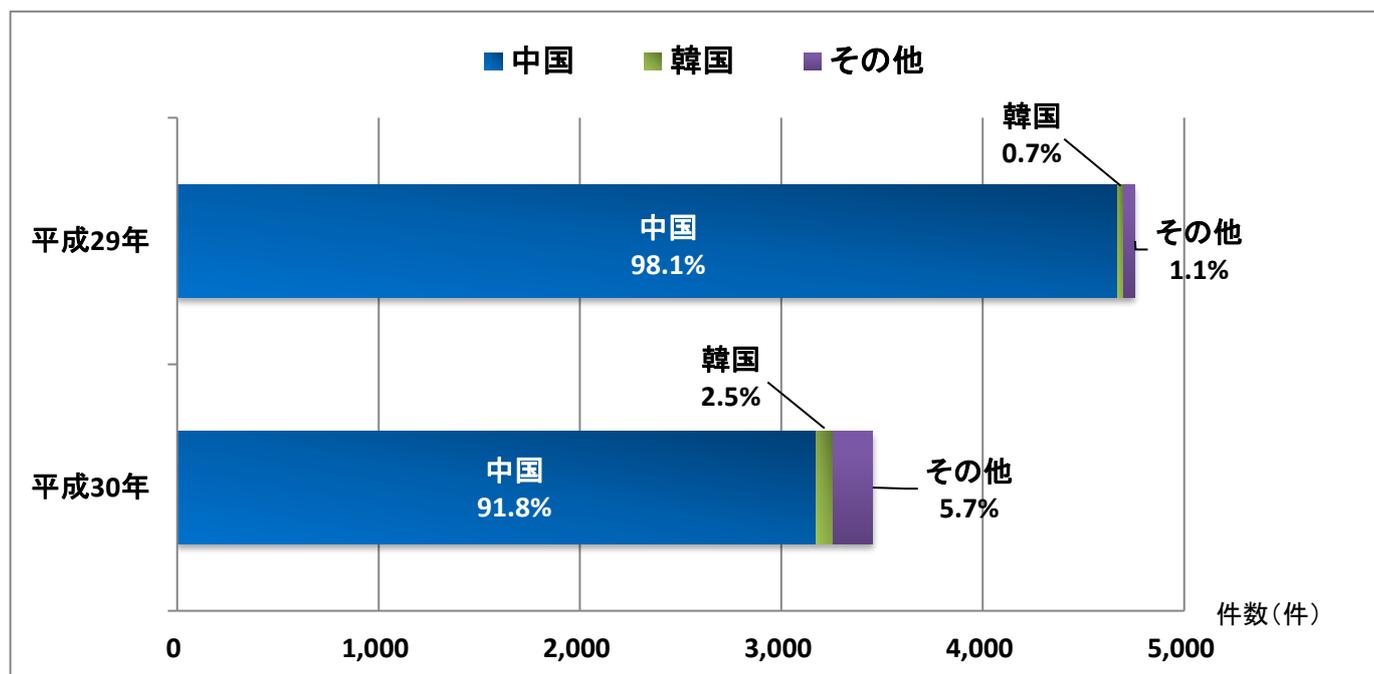
(点数ベース)



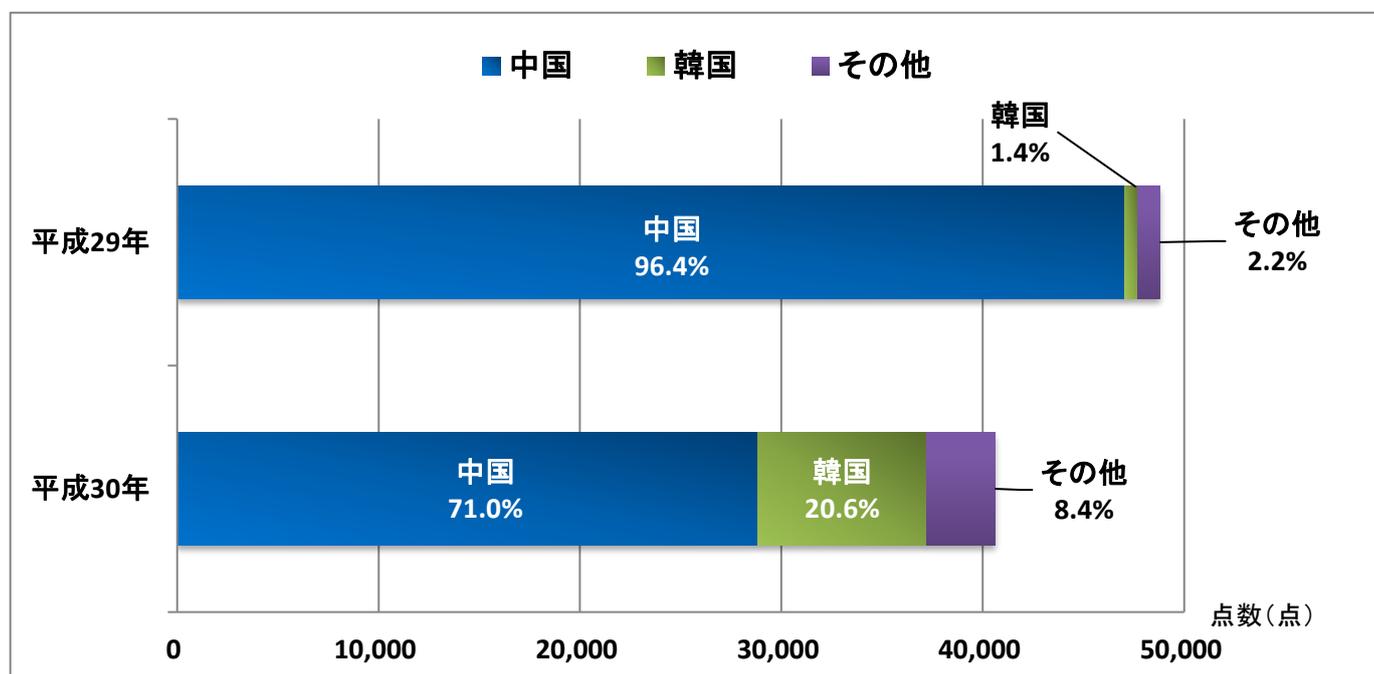
○ 仕出国(地域)別輸入差止実績

- ◎ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが3,172件(構成比91.8%、前年比32.0%減)で、引き続き高水準にあります。次いで韓国が86件(同2.5%、同145.7%増)でした。
- ◎ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが28,831点(構成比71.0%、前年比38.7%減)でした。次いで韓国が8,373点(同20.6%、同12.6倍)と著しく増加しました。

仕出国(地域)別(中国・韓国・その他)輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



仕出国(地域)別(中国・韓国・その他)輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)

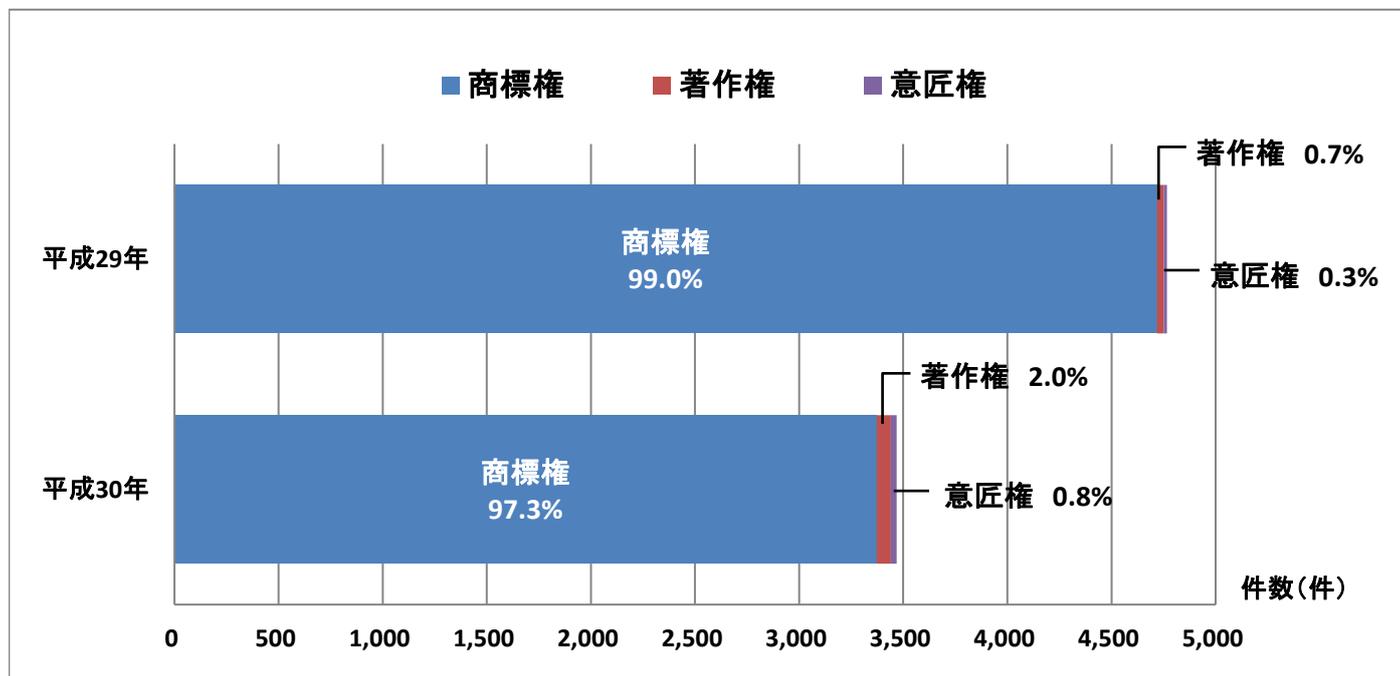


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

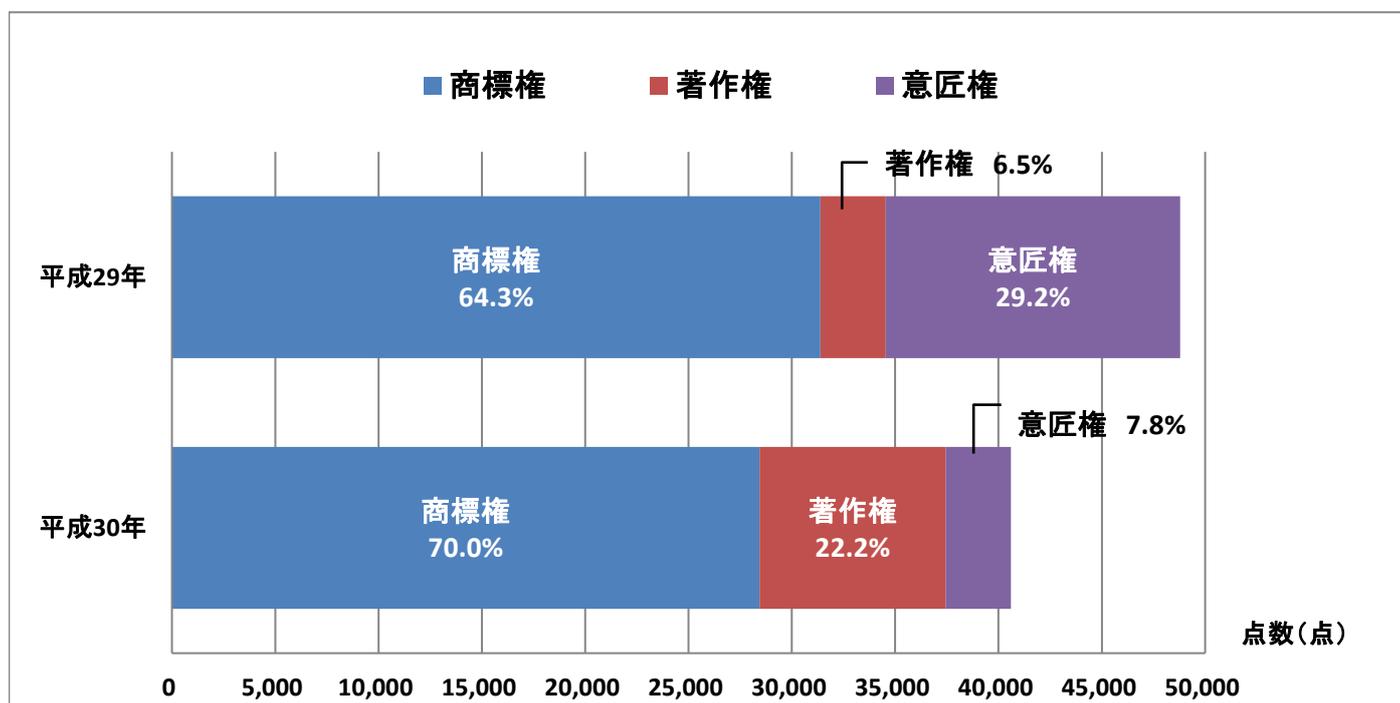
○ 知的財産別輸入差止実績

- ◎ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が3,373件(構成比97.3%、前年比28.5%減)で大半を占めました。
- ◎ 輸入差止点数は、商標権侵害物品が28,435点(構成比70.0%、前年比9.4%減)で最多ですが、著作権侵害物品が9,014点(同22.2%、同186.2%増)と著しく増加しました。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



知的財産別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

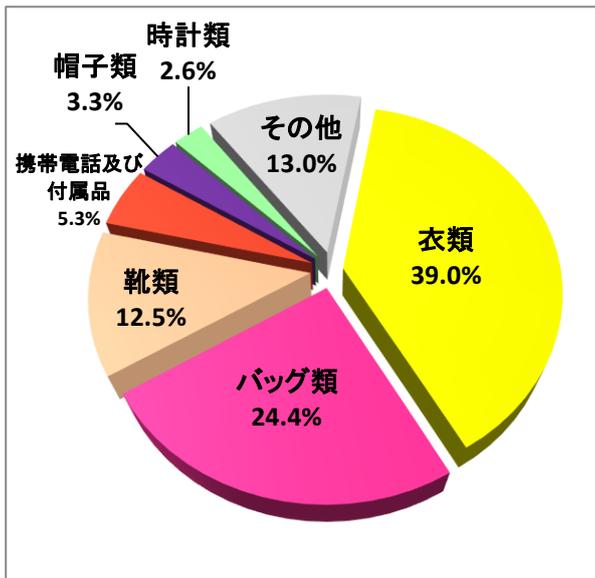
○ 品目別輸入差止実績

◎ 輸入差止件数は、衣類が1,133件(構成比30.0%、前年比43.0%減)、バッグ類が741件(同19.6%、同40.5%減)となり、これらで全体のおよそ半分を占めました。次いで、靴類が659件(同17.4%、同3.8%増)でした。

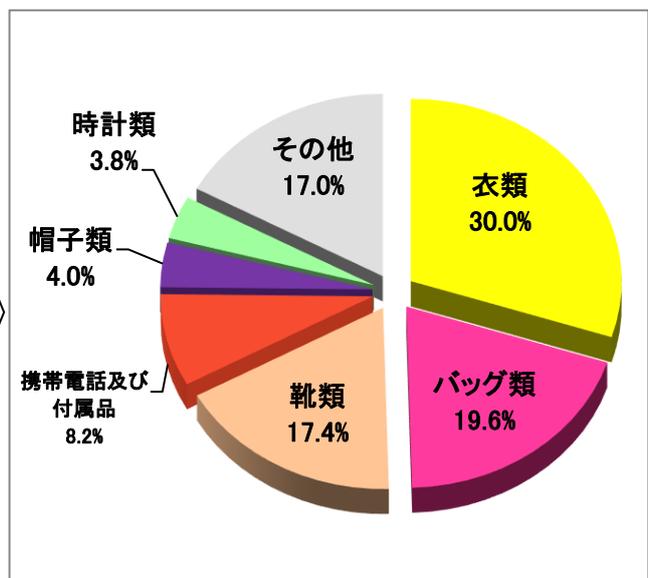
◎ 輸入差止点数は、身近細貨類が6,339点(構成比15.6%、前年比17.8倍)と著しく増加しました。次いで衣類が5,051点(同12.4%、同21.0%減)、電気製品が4,709点(同11.6%、同52.6%減)でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)

(平成29年)

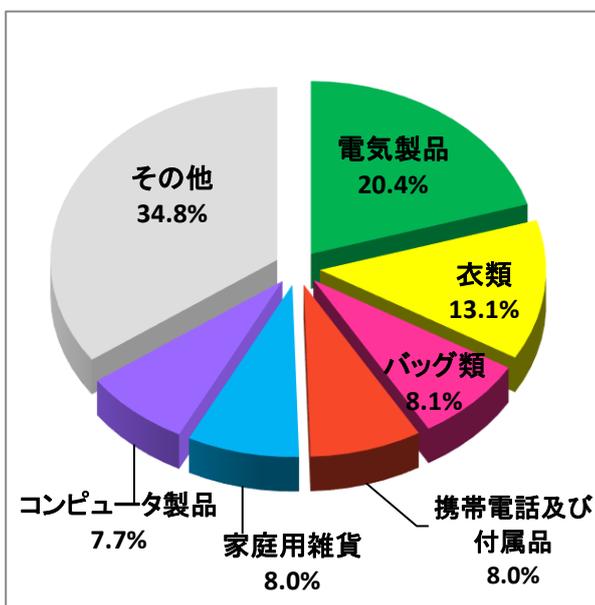


(平成30年)

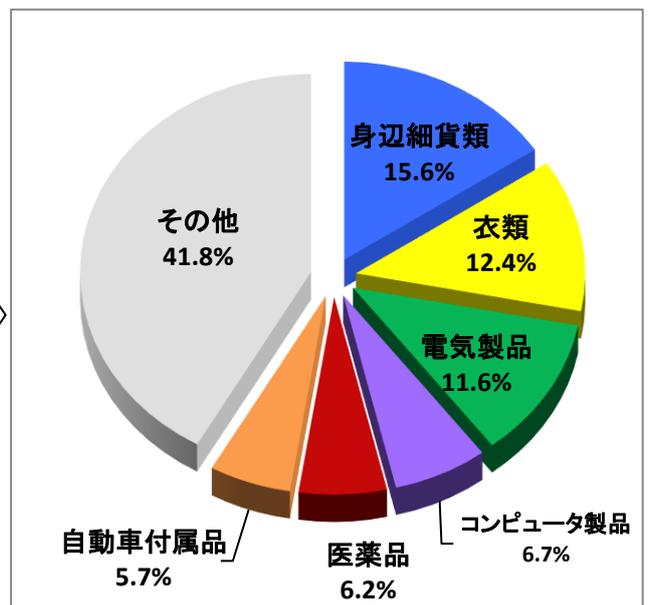


品目別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)

(平成29年)



(平成30年)



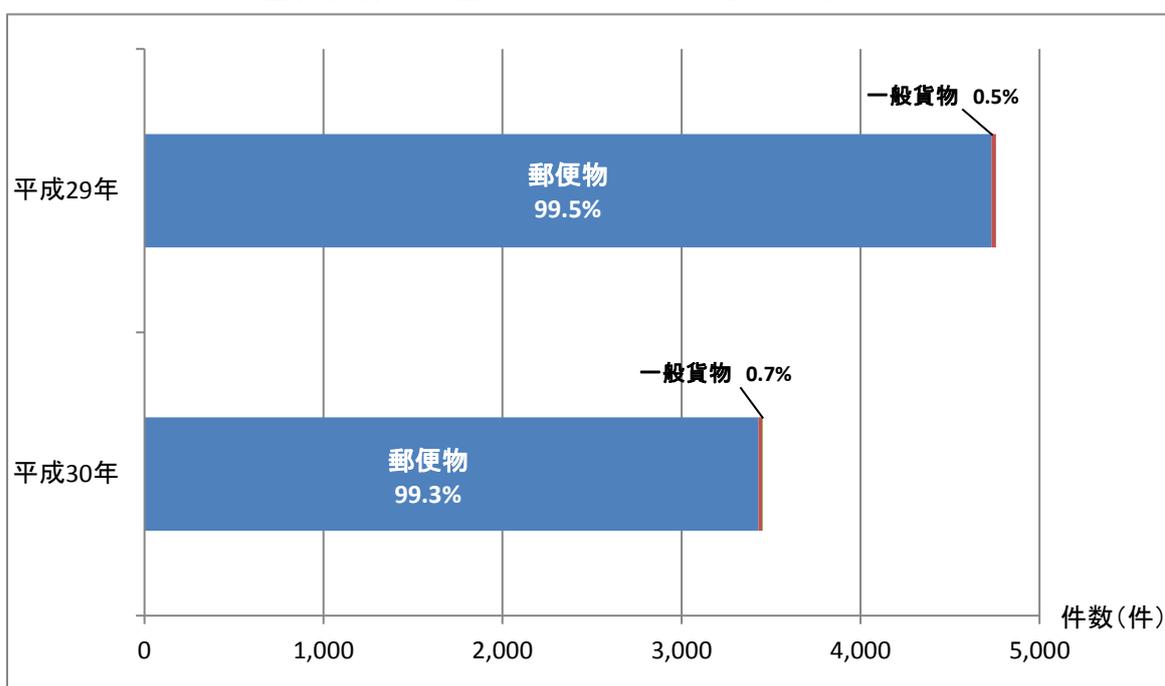
(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

○ 輸送形態別輸入差止実績

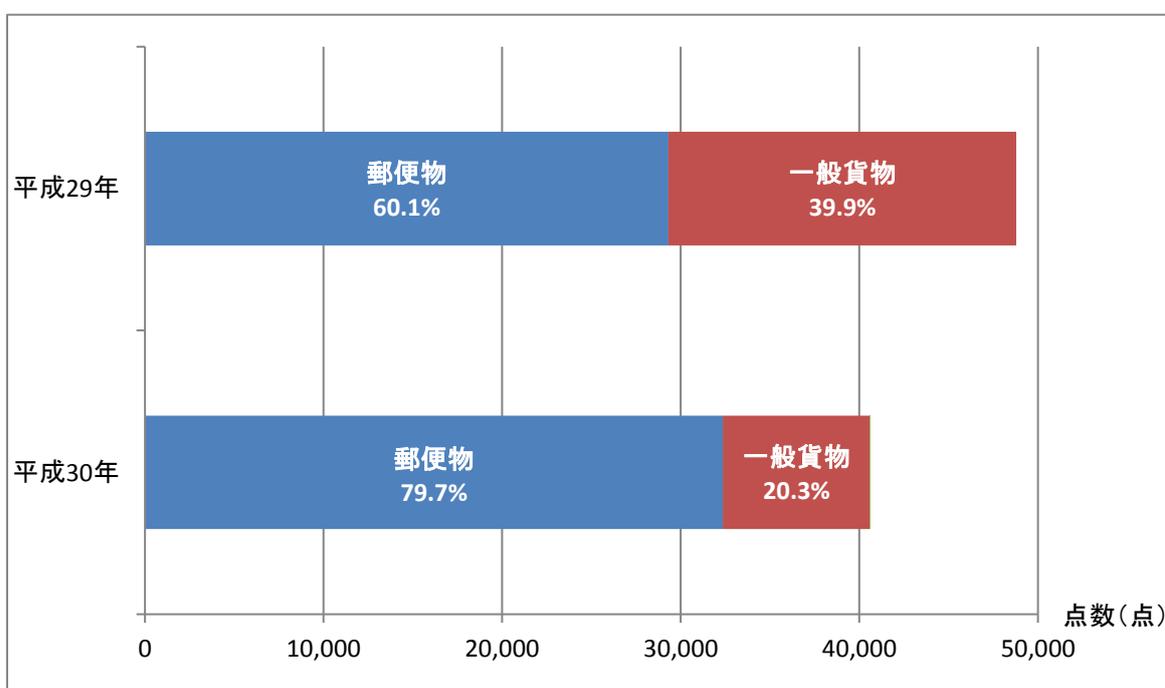
◎ 輸入差止件数は、郵便物が3,431件(構成比99.3%、前年比27.5%減)、一般貨物が23件(同0.7%、同8.0%減)で、郵便物が大半を占めました。

◎ 輸入差止点数は、郵便物が32,362点(構成比79.7%、前年比10.4%増)、一般貨物が8,239点(同20.3%、同57.7%減)でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績:門司税関

上段：件数

下段：点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
中華人民共和国	2,750	3,442	4,549	4,667	3,172	68.0%	91.8%
	86,704	43,857	25,589	47,035	28,831	61.3%	71.0%
大韓民国	38	49	98	35	86	245.7%	2.5%
	2,410	25,564	1,548	667	8,373	1,255.3%	20.6%
フィリピン	21	17	9	18	67	372.2%	1.9%
	166	85	119	116	1,276	1,100.0%	3.1%
ベトナム	0	3	8	11	65	590.9%	1.9%
	0	17	139	729	564	77.4%	1.4%
タイ	5	4	4	3	13	433.3%	0.4%
	77	165	297	54	58	107.4%	0.1%
アメリカ合衆国	3	2	1	0	12	全増	0.3%
	15	16	19	0	149	全増	0.4%
香港	28	16	2	13	11	84.6%	0.3%
	643	614	33	88	93	105.7%	0.2%
インドネシア	0	0	5	3	10	333.3%	0.3%
	0	0	213	35	228	651.4%	0.6%
カンボジア	0	0	0	1	4	400.0%	0.1%
	0	0	0	8	14	175.0%	0.0%
ネパール	0	0	0	0	3	全増	0.1%
	0	0	0	0	55	全増	0.1%
台湾	1	2	2	2	3	150.0%	0.1%
	6	3	14	14	11	78.6%	0.0%
その他	2	4	6	3	8	266.7%	0.2%
	12	1,173	19	40	949	2,372.5%	2.3%
合計	2,848	3,539	4,684	4,756	3,454	72.6%	100.0%
	90,033	71,494	27,990	48,786	40,601	83.2%	100.0%

- (注) 1. 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。
 2. 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。
 3. 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績:門司税関

						上段:件数	下段:点数
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
特許権	0	0	0	0	0	-	0.0%
	0	0	0	0	0	-	0.0%
実用新案権	0	0	0	0	0	-	0.0%
	0	0	0	0	0	-	0.0%
意匠権	0	0	4	15	27	180.0%	0.8%
	0	0	208	14,250	3,152	22.1%	7.8%
商標権	2,842	3,535	4,672	4,718	3,373	71.5%	97.3%
	89,479	71,472	27,025	31,387	28,435	90.6%	70.0%
著作権	5	2	9	33	68	206.1%	2.0%
	552	19	757	3,149	9,014	286.2%	22.2%
著作隣接権	0	0	0	0	0	-	0.0%
	0	0	0	0	0	-	0.0%
育成者権	0	0	0	0	0	-	0.0%
	0	0	0	0	0	-	0.0%
不正競争防止法 違反物品	1	2	0	0	0	-	0.0%
	2	3	0	0	0	-	0.0%
合計	2,848	3,539	4,684	4,756	3,454	72.6%	100.0%
	90,033	71,494	27,990	48,786	40,601	83.2%	100.0%

- (注) 1. 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。
2. 1事案で複数の知的財産侵害に当たるものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。
3. 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 品目別輸入差止実績(件数):門司税関

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
衣類	1,080	1,301	1,648	1,987	1,133	57.0%	30.0%
バッグ類	585	1,084	1,729	1,245	741	59.5%	19.6%
靴類	295	223	399	635	659	103.8%	17.4%
携帯電話及び付属品	141	171	352	269	310	115.2%	8.2%
帽子類	27	34	67	168	150	89.3%	4.0%
時計類	60	85	141	130	144	110.8%	3.8%
布製品	63	42	68	104	101	97.1%	2.7%
コンピュータ製品	32	7	6	6	93	1,550.0%	2.5%
身辺細貨類	74	58	48	64	66	103.1%	1.7%
ベルト類	56	72	63	70	66	94.3%	1.7%
上記以外の品目	701	796	472	418	318	76.1%	8.4%
合計	2,848	3,539	4,684	4,756	3,454	72.6%	100.0%

- (注) 1. 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。
 2. 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。
 3. 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(点数):門司税関

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
身辺細貨類	2,706	1,744	462	357	6,339	1,775.6%	15.6%
衣類	5,069	5,467	4,908	6,391	5,051	79.0%	12.4%
電気製品	109	142	161	9,929	4,709	47.4%	11.6%
コンピュータ製品	1,499	703	44	3,748	2,708	72.3%	6.7%
医薬品	13,403	30,226	3,904	1,435	2,499	174.1%	6.2%
自動車付属品	1,412	1,851	1,860	1,792	2,328	129.9%	5.7%
携帯電話及び付属品	3,762	2,702	2,148	3,904	1,856	47.5%	4.6%
バッグ類	1,779	5,256	4,035	3,938	1,805	45.8%	4.4%
布製品	293	292	168	947	1,603	169.3%	3.9%
靴類	993	394	758	1,864	1,157	62.1%	2.8%
上記以外の品目	59,008	22,717	9,542	14,481	10,546	72.8%	26.0%
合計	90,033	71,494	27,990	48,786	40,601	83.2%	100.0%

- (注) 1. 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。
 2. 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 輸送形態別輸入差止実績:門司税関

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	上段:件数
							下段:点数
							構成比
郵便物	2,832	3,529	4,660	4,731	3,431	72.5%	99.3%
	84,032	69,628	26,739	29,311	32,362	110.4%	79.7%
一般貨物	16	10	24	25	23	92.0%	0.7%
	6,001	1,866	1,251	19,475	8,239	42.3%	20.3%
合 計	2,848	3,539	4,684	4,756	3,454	72.6%	100.0%
	90,033	71,494	27,990	48,786	40,601	83.2%	100.0%

- (注) 1. 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。
 2. 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(参考) 門司税関で差し止めた知的財産侵害物品の例

- I 門司税関で差し止めた知的財産侵害物品の中には、消費者の健康や安全を脅かす危険性のある物品があります。例えば、医薬品の偽物には有効成分が入っていないかったり、不純物が混入している場合もあり、健康への被害例が報告されています。
- II 平成30年に門司税関で差し止めた知的財産侵害物品では、著作権の侵害物品が、対前年比において、件数ベースで約2.1倍、点数ベースで約2.9倍と著しく増加しました。

I 健康や安全を脅かす危険性のある物品の例

顔面筋鍛錬具



医薬品



キャブレター



ブレーキキャリパーカバー



II 著作権侵害物品の例

ネックピロー



携帯電話用ケース



靴下

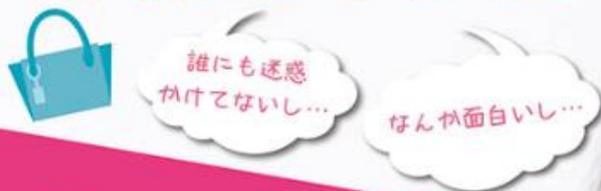


ヘアアクセサリー





ニセモノだけど 買っちゃった



それ、ホントに大丈夫？

近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えています。

知的財産を侵害する物品であると認定された場合、
税関により没収され、日本への持ち込みができません

また、以下のような重い罪に問われる場合があります。
「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方」

税関は、知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

<http://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品

検索

特設サイトは
こちら



買う人は、
失う人。
No!
標榜品
海賊版

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs



税関
Japan Customs